

◆発行可能な証明書◆

※資格関係の証明書は必ずご申請前にお問い合わせ下さい。

※資格関係の証明書発行には10営業日程度を要します。

余裕をもって申請してください。

証明書種類	発行可能場所	
	証明書オンライン申込システム	窓口発行
卒業証明書	○	○
成績証明書(※1)	○	○
在学期間証明書 【※除籍・退学者対象】(※2)	○	○
その他資格関係(※3)	○	○

(※1)シラバスをご希望の方は下記のURLよりご覧ください。

<https://www.andrew.ac.jp/graduate/syllabus.html>

(※2)再入学の方で在学期間証明書をご希望の場合は申込の際、『連絡事項』欄に再入学である旨、記載をお願いします。

(※3)資格関係の発行可能な証明書は下記をご覧ください。

※資格関係の証明書は必ずご申請前にお問い合わせ下さい。

※資格関係の証明書発行には10営業日程度を要します。

余裕をもって申請してください。

証明書種類	
司書資格関係	司書資格単位修得証明書
	司書資格取得証明書
学芸員資格証明書関係	博物館学芸員資格単位証明書
	学芸員資格取得証明書
日本語教員証明書関係	日本語教員単位修得証明書 ※英文は窓口発行のみ
教職関係	学力に関する証明書 (別紙をご覧ください)
社会福祉士	卒業証明書・社会福祉士指定科目履修証明書(※2)
	社会福祉士受験資格取得証明書
精神保健福祉士	卒業証明書・精神保健福祉士指定科目履修証明書(※2)
	精神保健福祉士受験資格取得証明書
介護福祉士	介護福祉士資格証明書(※2)
	介護福祉士受験資格取得証明書

(※2)国家試験提出用となりますので、7月以降にしか発行出来ません。

※「社会福祉主事」の任用資格証明書について

「成績証明書」及び「卒業証明書」によって証明されるもので、本学所定の証明書はありません。

厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、3科目以上の単位を修得して卒業した者に、社会福祉主事任用資格が認定されます。

なお、資格の有無については、厚生労働省HPでご確認いただくか、または本学資格係までお問い合わせください。(照会には数日掛かりますので、早めにお問い合わせください)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi9.html>

学力に関する証明書

※ 発行可能な証明書の種類(所属していた学部・研究科で取得できる免許教科以外での証明書は発行できません)

学力に関する証明書は下記の詳細をご覧の上教務課 教職センター事務室にお問い合わせください

学部名		教科等
経済学部	経済学科	中学一種(社会科)
		高校一種(公民科・地理歴史科・商業科・情報科)
社会学部	社会学科	中学一種(社会科) 高校一種(公民科・地理歴史科)
	社会福祉学科	高校一種(公民科・福祉科)
経営学部	経営学科	中学一種(社会科) 高校一種(公民科・地理歴史科・商業科・情報科)
国際教養学部	英語・国際文化学科	中学一種(英語科・社会科) 高校一種(英語科・地理歴史科)
法学部	法律学科	中学一種(社会科) 高校一種(公民科・地理歴史科)

※例えば小学校教諭免許状取得にあたって証明書が必要な場合、所属していた学部・研究科で取得可能な免許教科で発行依頼を行い、提出先において本学にて修得した単位の使用可否を判断していただくことになります。

学力に関する証明書	下記の注意事項をご確認の上、フリースペースに下記のように明記してください。 例)免許状の個人の申請/新法/中学一種・社会
-----------	--

※必ず下記の注意事項をご覧の上、《使用用途・提出先・法律区分・希望する免許状の種類(教科)》をその他の証明書下のフリースペース欄に明記してください。

【注意事項】

- 学力に関する証明書は、申請受理後発行まで**10営業日**要します。余裕をもって申請してください。
- 記入漏れ等の不備があると、免許の申請に支障が生じる場合があります。ご注意ください。
(日中の連絡先に連絡する場合があります。必ず記入してください。)
- 最終学歴のみでなく、本学における学修歴全て記入してください。
- 提出先指定の様式がある場合はその用紙を郵送にてお送り下さい。指定なしの場合は本学指定書式にて作成します。
- 適用免許法が不明な場合は、提出先に確認してください。
- 法律の区分が明記ない場合、**新法**で発行します。

適用免許法の記入について

○ 教育職員免許法の改正に伴う、法律の適用時期は以下の通りです。

【中高の一種免許状】

新法(平成28年改正法)	2019(平成31)年度以降入学者
旧法(平成10年改正法)	2000(平成12)～2018(平成30)年度入学者
旧々法(昭和63年改正法)	1990(平成2)年度～1999(平成11)年度入学者
旧々々法(昭和29年改正法)	1989(平成元)年度以前入学生

【中学の専修免許状】

新法(平成28年改正法)	2019(平成31)年度以降入学者
旧法(昭和63年改正法)	1990(平成2)～2018(平成30)年度入学者

【高校の専修免許状】

新法(平成28年改正法)	2019(平成31)年度以降入学者
旧法(昭和63年改正法)	1990(平成2)～2018(平成30)年度入学者